

—不祥事等学校事故防止のための—

# 校内研修用事例集



平成23年3月

宮城県大河原教育事務所



# はじめに

平成23年3月  
大河原教育事務所

教職員の皆様方には、平素から学校現場において児童・生徒の教育に献身的に取り組んでいただいておりますことに、心から感謝申し上げます。

ご存知のように、今年度、県内では教職員による不祥事が続発するという極めて憂慮すべき事態になっております。

宮城県教育委員会では、綱紀粛正の緊急対策として、平成22年10月21日付けの教育長通達「教職員の服務規律の確保について」を発出し、職場内討議の実施などを各学校に求めました。また、12月10日付けの教育長通達「職員の職務に係る倫理の保持について」を送付するとともに「職員の職務に係る倫理の保持～ハンドブック～」の配布を行いました。さらに、風通しのよい職場づくりのために「宮城県学校運営支援チーム」を設置し、県内各地の学校訪問を通じて学校業務・組織運営上の課題把握に努めているところです。

大河原教育事務所においても、不祥事根絶対策委員会を設置し、各市町教育長との意見交換をはじめ、管内小中学校長との個人面談、40代・50代教員との個別面談による意見聴取を重ねてきました。

その結果、不祥事防止に向けた方策として、「研修の重要性」をあげる声が多かったことが分かりました。また、その実施に当たっては、定期的・継続的な研修によって、具体的な事例による研修を行うことの必要性が浮き彫りになりました。

そこで、これらの研修ニーズに応えるため、このたび「不祥事等学校事故防止のための校内研修用事例集」を作成しました。

この事例集は、管内各小中学校において、校内研修の資料として活用いただけるよう、具体的な事例を提示したワークシート形式にしています。また、校内研修計画例や類似事例、不祥事防止のためのチェックリストも掲載しました。

各学校におかれましては、この事例集を活用していただきますとともに、教職員の不祥事防止と資質向上に向けて、今後とも校内研修の充実が図られるようご期待申し上げます。

## 目 次

### ◇ はじめに

1	校内研修計画について	.....	1
2	ワークシート，解説編		
	（事例1）飲酒運転	.....	2
	（事例2）わいせつ行為	.....	4
	（事例3）セクシャル・ハラスメント	.....	6
	（事例4）体 罰	.....	10
	（事例5）公金等の不正処理	.....	12
	（事例6）情報セキュリティ	.....	14
	（事例7）個人情報の漏洩	.....	16
	（事例8）不適切な指導	.....	18
	（事例9）施設・設備の安全管理	.....	22
3	資料編		
	（1）ワークシート様式	.....	24
	（2）類似事例	.....	25
	（3）不祥事防止のためのチェックリスト	.....	31
	（4）関係法令等一覧	.....	33

#### ◎ ワークシート，解説編の活用方法について

- ・各事例の「ワークシート」は，職員個々が考え等を書き込めるようになっています。ワークシートを印刷し，校内研修等でご利用ください。研修のまとめには，「解説（回答例）」をご活用ください。

#### ◎ 資料編について

- ・「ワークシート様式」は，後掲の「類似事例」や新聞記事等を貼付するなどしてご利用ください。
- ・「不祥事防止のためのチェックリスト」は，校内研修の事前（事後）の意識調査等にご活用ください。

## 1 校内研修計画について

不祥事防止のための校内研修をより効率的・効果的に行うには、年間研修計画を立案することが大切です。ここでは、その例を掲載します。(表1)は一例であって、すべて行わなければならないというのではなく、各学校の実情等に合わせてこれらの中から選択し、適宜実施することが考えられます。

(表1) 服務規律に関する年間研修計画(三学期制の場合)の例

実施時期	研修内容	対象者	企画	資料等
一学期	○綱紀粛正について(飲酒運転、わいせつ行為等の根絶)	全教職員	校長	・服務宣誓書 ・「教職員の服務規律の確保について」(通知)
	○教育公務員としてのサービスの在り方について	新任教員、若手教員	初任研指導教員	・「新任教員のしおり」 ・校内服務規程・事例集
	○施設・設備の安全管理について ・プール事故の事例研修	全教職員	学校保健安全担当	・校内安全管理マニュアル ・事例集、新聞記事
	○情報セキュリティーについて	全教職員	情報教育担当	・校内情報管理規程 ・事例集、新聞記事
二学期	○自己診断の実施と自己申告による個別面談	全教職員	校長	・「不祥事防止のためのチェックリスト」
	○体罰の禁止について	全教職員	生徒指導担当	・チェックリストのまとめ ・事例集、新聞記事
	○わいせつ行為・セクシュアル・ハラスメントの防止等について	全教職員	教頭・校内セクハラ相談員	・「職場におけるセクシャル・ハラスメントの防止について」(通知) ・事例集、新聞記事
	○交通事故・違反の防止について ・飲酒運転の事例研修	全教職員	教頭	・「教職員の服務規律の確保について」(通知) ・事例集、新聞記事
三学期	○個人情報の取扱いについて ・成績・学籍関係情報の取扱い	全教職員	進路指導・情報教育担当	・県/各市町の個人情報保護条例・規則 ・事例集、新聞記事
	○公金等の不正処理について	全教職員	教頭	・事例集、新聞記事

(注)

- 1 年間計画を作成するときには、可能な限り月単位で作成する。
- 2 上記表以外の例として、夏季や冬季の休業期間前には当該期間中の服務規律の確保をテーマとした研修や、選挙等の時期には「政治的行為の制限について」をテーマとする研修の実施が考えられる。
- 3 計画立案に当たっては、各関係機関・団体の取組(「〇〇強化月間」等)と連動して行うことが望ましい。

## 2 ワークシート，解説編

### 事例 1 飲酒運転 (ワークシート)

次に挙げた事例をもとに，自分の考えをまとめてみましょう。

【事例】

A 中学校では，文化祭や地区新人大会，駅伝大会等の行事が無事終了したこともありある金曜日の夕方に，親睦会主催の懇親会を開くことになった。会場は駅近くの寿司屋ということもあり，管理職や担当学年から「参加に当たっては，公共の交通機関等を利用すること。」という事前の指導や呼びかけがあった。教頭が確認したところ，飲酒する職員のほとんどが電車等を利用して参加すること，やむを得ず自家用車で参加する職員も運転代行業者に予約を入れているということだったので，飲酒運転を行う危険はないように感じられた。

文化祭が大成功に終わったこと，新人大会で多くの部が上位入賞を果たしたことから会は大いに盛り上がり，夜9時の閉会の後も何名かの教諭が二次会に向かった。

B 教諭（44歳・3年担任・バスケットボール部顧問）は，日頃から熱心に部活動指導に取り組んでおり，生徒や保護者から絶大な信頼を得ていた。この日は地区の新人大会で3連覇を果たしたこともあり，深夜0時過ぎの最終電車まで副顧問ら同僚と飲食し語り合った。

翌土曜日の早朝，B 教諭は担当するバスケットボール部が大会に参加するため，自宅から車を運転し，隣町の体育館に向かった。途中，前方の車と追突事故を起こし，警察の取り調べを受けたところ，呼気1リットル中の基準値以上のアルコールが検出されたため，逮捕された。

- ① [当事者の心情] 事案に至るまで，または，発生時，どんな気持ちだったのでしょうか。また，事案の後，どんな気持ちになっているのでしょうか。

- ② 事案に至るまでには，何が問題だったのでしょうか。

- ③ 事案に至る前に，どのようにすればよかったのでしょうか。また，あなたは同僚としてどのようにしたらよいのでしょうか。

- ④ あなたの勤務校では，どのような防止策をとっていますか。（または）どのような防止策が考えられますか。

## 事例 1 飲酒運転（ワークシート）【解説】

- ①[当事者の心情] 事案に至るまで、または、発生時、どんな気持ちだったのでしょうか。また、事案の後、どんな気持ちになっているのでしょうか。

- ◎当事者の立場で、事案に至るまでの行動、発生時の気持ちを考えてみましょう。
- ・ B 教諭：まさか昨夜の酒が残っているなんて思わなかった。
  - ・ B 教諭：今日のことを考えて、もっと早く帰宅するべきだった。
  - ・ B 教諭：大変なことになった。生徒や保護者、同僚に申し訳ない。懲戒免職になったら、家族共々どうやって暮らしていこう。
  - ・ 副顧問：大会引率のことをわかっていながら遅くまで B 先生に飲ませてしまった。もしかしたら、自分も検挙されていたかも知れない。

- ② 事案に至るまでには、何が問題だったのでしょうか。

- ◎飲み過ぎとアルコールに関する知識不足が背景にあったのではないのでしょうか。
- ・ B 教諭が、翌朝車を運転するにもかかわらず、深夜 0 時を過ぎる時間まで飲酒していたこと。
  - ・ B 教諭が、二日酔いの自覚がないまま車を運転したこと。
  - ・ 副顧問が、B 教諭が翌朝車を運転することを知っていながら、深夜までの飲酒につきあったこと。（自分も二日酔いで運転していた可能性がある）
  - ・ 管理職が、B 教諭から翌日の大会参加計画が提出され、B 教諭が翌朝車を運転することを把握していたにもかかわらず、早く帰宅し、翌日に影響しないように指導しなかったこと。
  - ・ 当日さえ運転しなければよいという油断があった。
  - ・ 飲酒した量と、回復に要する時間等の知識が不足していたこと。
  - ・ 同僚同士、注意し合える雰囲気や育っていないこと。

- ③ 事案に至る前にどのようにすればよかったのでしょうか。また、あなたは同僚としてどのようにしたらよいのでしょうか。

- ◎当事者だけの問題ではなく、参加者全員の問題であると捉え、同僚としての自分の対応について深く考えてみましょう。
- ・ 二次会を早く切りあげるべきだった。
  - ・ 次の日の予定を確認しておくべきだった。
  - ・ 互いに飲み過ぎないように注意する必要がある。
  - ・ 飲酒した翌日は、アルコールチェッカー等で確認してから運転をするべきだった。
  - ・ 万が一飲み過ぎた場合、翌日は公共の交通機関を利用するべきだった。
  - ・ 管理職として、次の日の部活動等の予定を把握し、適度な量の飲酒にとどめる等の指導をしておくべきだった。

- ④ あなたの勤務校では、どのような防止策をとっていますか。（または）どのような防止策が考えられますか。

- ◎飲酒運転防止のための具体的な取組を考えてみましょう。
- ・ 飲酒運転の危険性や、事故の悲惨さについて、本人、家族、同僚、上司、児童生徒、保護者等いろいろな立場に立って考える。
  - ・ アルコールの与える影響、飲酒してからアルコール分が体から完全に抜けるまでかかる時間等について、正しい知識をもつ。
  - ・ 飲酒を伴う行事等においては、全職員で「仲間から飲酒運転者を出さない」ことを共通理解する場を設ける。
  - ・ 飲酒した際の帰宅方法等について確認する。
  - ・ 車を運転する者に酒をすすめた者も同罪であることを認識する。

## 事例2 わいせつ行為 (ワークシート)

次に挙げた事例をもとに、自分の考えをまとめてみましょう。

【事例】

小学校5年生担任の男性教諭Aは、友達との仲がうまくいかなくなって落ち込んでいた女子児童B子を相談室に呼んで話を聞いていた。その際、励ますつもりでB子の手を握ったり、肩を触ったりした。その後も友人関係に改善が見られず相談の回数を重ねるうちに、B子が何も言わないのをいいことに、「頑張れよ。」などと言って頭や頬を撫で、抵抗できないB子を抱きしめたり胸を触ったりするなどのわいせつな行為を一ヶ月近くにわたって繰り返した。そして、「このことは先生と二人の秘密にしよう。誰にも言わないように。」と口止めをした。

B子は、精神的ショックを受け、A教諭から相談室に誘われるのがいやで学校を休みがちになり、しばらくしてから養護教諭に「A先生に身体を触られた。」と打ち明けた。

- ① [当事者の心情] 事案に至るまで、または、発生時、どんな気持ちだったのでしょうか。また、事案の後、どんな気持ちになっているのでしょうか。

- ② 事案に至るまでには、何が問題だったのでしょうか。

- ③ 事案に至る前に、どのようにすればよかったのでしょうか。

- ④ あなたの勤務校では、どのような防止策をとっていますか。  
(または) どのような防止策が考えられますか。



## 事例2 わいせつ行為（ワークシート）【解説】

- ①[当事者の心情] 事案に至るまで、または、発生時、どんな気持ちだったのでしょうか。また、事案の後、どんな気持ちになっているのでしょうか。

◎当事者の事案に至るまでの行動、発生時と事案後の気持ちを考えてみましょう。

- ・最初は「励まし」「慰め」等の気持ちを表現する行為であった。(スキンシップ)
- ・相談を重ねるうちに、児童B子に対し好奇心や下心が生まれ、B子が何も言えず抵抗できないことに乗じ、次第にエスカレートしてしまった。
- ・児童B子を深く傷つけてしまっていると知りながら、止めることができなかった。
- ・教員、社会人として間違った、許されないことをしてしまった。家族にも子どもたちにも合わせる顔がなく、申し訳ない気持ちでいっぱい。

- ② 事案に至るまでには、何が問題だったのでしょうか。

◎この事案の発生要因と行為が一ヶ月近く続いてしまったのは、どんなことが問題か考えましょう。

- ・教師という立場を利用した、自己中心的な興味本位の悪質な行為である。
- ・相談室を閉め切り、児童B子への指導を一人だけで行っていた。
- ・児童を性的な関心・欲望の対象としている。
- ・一人の人間に与える影響の大きさを理解できず、自分の欲望のまま行動した。
- ・特定の児童への個別指導回数が必要以上に多いことに、周囲は不審に思わなかった。

- ③ 事案に至る前に、どのようにすればよかったのでしょうか。

◎当事者本人の自己中心的で悪質な行為とはいえ、自分のこととして、また、同僚としての立場に置き換えて考えましょう。

- ・児童の苦悩の日々を周囲で早く察知できるようにする。
- ・担任一人ではなく、学年・学校全体による指導体制に基づき、全職員で指導に当たる。
- ・密室での児童への相談は、一人では行わず、できる限り複数で行うようにする。
- ・相談内容を学年主任等に報告し、相談室の使用簿及び相談記録簿等を管理職に提出する。

- ④ あなたの勤務校では、どのような防止策をとっていますか。  
(または) どのような防止策が考えられますか。

◎教職員集団として、日頃からどのようなことに気を付けなければならないでしょうか。

- ・教職員一人一人が、互いの言動について指摘し合えるような雰囲気や人間関係を醸成する。(しない、させない、見逃さない、という職場環境づくり)
- ・密室での児童生徒への指導は、担任一人で行わず複数で行う。(独善的指導の排除)
- ・教職員として高い倫理観を確保するための研修会等を定期的に開く。  
※わいせつ行為に対し、しっかりした判断基準を身に付ける。
- ・児童生徒・保護者・同僚の様子を敏感に察知するとともに、児童生徒の発する救いを求めるシグナルを素早くキャッチできる体制づくりに努める。
- ・校内の相談体制を整え、児童生徒が気軽に相談できる窓口をつくる。また、「相談記録簿」等を管理職が定期的にチェックする。
- ・普段から児童生徒と二人きりになる場面が目立ち、特定の児童生徒を特別扱いしている教職員へ誤解を受けないよう注意を喚起する。

### 事例3 セクシャル・ハラスメント (ワークシート)

次に挙げた事例をもとに、自分の考えをまとめてみましょう。

#### 【事例】

小学校に勤務するA講師(20代・女性)は、教員採用試験を控えて勤務時間終了後、毎日のように体育館で体育実技の練習に励んでいた。ある日、体育大学出身のB教諭(40代・男性)が体育館にやって来て、練習中のA講師にさり気なくアドバイスをしてくれた。ちょっとしたワンポイントアドバイスであったが、スムーズに技ができるようになり、A講師はとてもうれしい気持ちになった。それから一次試験の日まで、B教諭はたびたび助言をしてくれた。その甲斐あってか、A講師は、大きな失敗もなく実技試験を終えることができた。

そのことをB教諭に報告すると、「今度は小論文の指導をしてあげるから、メールアドレスを教えてくれないか。」と言われた。A講師はこれまで親身になって指導をしてくれたB教諭に対し、何のためらいもなくアドレスを教えた。

その日を境に、A講師とB教諭との間でメールのやりとりが始まった。二次試験までは、論文や面接に関する質問やアドバイスが中心だったが、その後もB教諭からのメールは続けられた。

初めのうちはA講師も気軽に応じていたが、B教諭からのメールの内容がA講師の個人的な生活や交友関係にまで及ぶようになり、回数も一日に十数回とエスカレートしてきたので、次第に暗い気持ちになっていった。ある時は、同学年の男性教諭Cと行事の打合せをしていただけで、「私という者がいながらCと親しくするのはどういうつもりなのか。」といった、あたかも自分を交際相手と思っているかのようなメールが送られてきた。返事を返さないでいると、返すまで何十回も執拗に同じ内容のメールが送られてきた。

A講師は、常にB教諭から監視されているような気持ちになり、精神的苦痛から食欲も減退し、次第に学校へ行くことがつらくなってきた。思いあまって、学年主任のD教諭に相談したところ、「セクハラ被害を受けるのは、あなたにも隙があったからではないのか。」と、逆に責め立てられた。

相談相手からも突き放され、心身ともに衰弱しきったA講師は、「退職願」を携えて校長室のドアをノックした。

① 事案に至るまでには、何が問題だったのでしょうか。

② B教諭が弁解するとすれば、どのような内容が考えられますか。

③ あなたが学年主任だとしたら、A講師の相談に対してどのように対応しますか。

④ あなたの学校では、このような事例を防止するためにどのようなことをしていますか。  
また、どのようなことが必要だと思えますか。



### 事例3 セクシャル・ハラスメント（ワークシート）【解説】

#### ① 事案に至るまでには、何が問題だったのでしょうか。

◎A講師が安易にメールアドレスを教えるなど問題意識に欠ける点があったこと、また、気軽に相談できる職場の風土が醸成されていなかったことや相談体制の不備についても考えてみましょう。

- ・A講師が安易にメールアドレスを教えたこと。
- ・B教諭からのメール内容が私的な面に変化してきた時点で、A講師が嫌だったにもかかわらず、積極的に拒否するような行動をとらないままメールのやりとりが継続されていたこと。
- ・A講師が、事態が深刻化するまで、学年主任や他の同僚に相談しなかったこと。
- ・同僚や管理職が、食欲も減退してつらそうなA講師に対して、何も気付かなかったこと。
- ・相談された学年主任の対応にA講師を救うような配慮がなかったこと。
- ・セクハラ相談体制が確立されていなかったこと。

#### ② B教諭が弁解するとすれば、どのような内容が考えられますか。

◎A講師の行動が、相手（B教諭）の一方向的な思い込みにつながってしまう場合もあります。

- ・メールアドレスを聞いたのは、純粋に指導のためである。
- ・これまでの指導に対してA講師はとて喜んでくれており、メールアドレスもすぐに教えてくれたので、自分に好意をいただいていると思っていた。
- ・たびたびの助言にも素直に耳を傾けてくれたので、先輩教師として、若いA講師の生活や交友関係についても助言してあげたいと思ったからこそその行為である。
- ・メールのやり取りが迷惑であるということをA講師から告げられたことはないし、A講師も、メールは必ず返信してくれたので、嫌がっているとは思えなかった。

#### ③ あなたが学年主任だとしたら、A講師の相談に対してどのように対応しますか。

◎相談者の立場に立ち、共感的な受け止めをせずには相談者を安心させることを心掛けましょう。

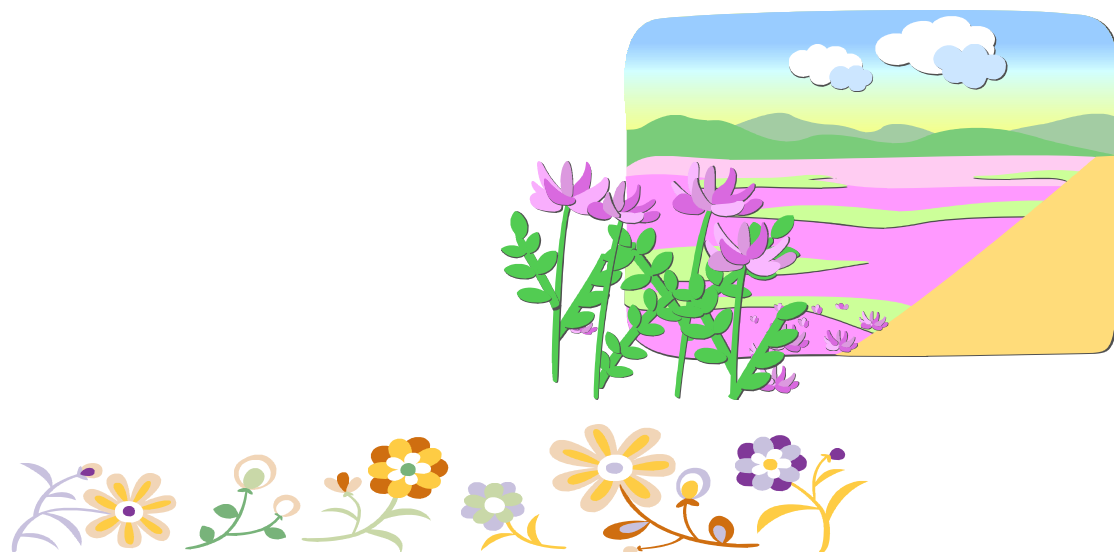
- ・心身ともに衰弱している状況であることに配慮し、まず、つらい気持ちに共感する言葉掛けを行い、親身になって対応する姿勢を示してA講師を安心させる。
- ・必要と判断される場合は、専門医での受診を勧めるなど、A講師の健康回復のために具体的なアドバイスを行う。
- ・A講師を伴って管理職のもとに行き、これまでの経緯を報告するとともに、今後についての指示を仰ぐ。

- ・ A講師と同学年で接する機会も多かったにも関わらず、事態が深刻になるまで気付かなかった点など、学年主任としての配慮に欠けていた点も反省すべきである。

④ あなたの学校では、このような事例を防止するためにどのようなことをしていますか。また、どのようなことが必要だと思いますか。

◎当事者の個人的な問題として捉えるのではなく、学校全体の相談体制の確立や相談しやすい雰囲気づくりが大切です。また、職員の体調の変化等にも互いに気付くような普段からの人間関係の構築にも留意しましょう。

- ・ 事例などを参考に不祥事防止に関する研修会を行い、各自が留意すべき点について再確認する機会をもつ。
- ・ セクハラ相談窓口の設置など、相談体制の整備並びに設置済みの場合、それが実際に機能しているかなどについてもチェックする。
- ・ セクハラ相談窓口の設置について、教員だけでなく児童生徒・保護者への周知を図るとともに、未然防止のための対応等についても情報提供を行う。
- ・ 普段から、悩み事などを相談しやすい雰囲気づくりに努める。特に、管理職は、職員の悩みを敏感に察知できるようにするためにも、職員との日常的な対話を心掛ける。



## 事例 4 体 罰 (ワークシート)

次に挙げた事例をもとに、自分の考えをまとめてみましょう。

【事例】

中学校のA教諭は、教師経験7年目の教員であり、生徒指導を担当している。

2年生を野外活動に引率したその晩、A教諭は持ち込みを禁止されている携帯電話を使っている男子生徒B男を発見した。A教諭は、他にも持ってきている生徒がいないかB男を問い詰めたが、B男は「知らねえよ！」と言うばかりであった。押し問答がしばらく続いた後、B男は「3年生には何も言えないくせに、俺たちにばかり偉そうに言うな！」と反抗的な態度でA教諭に詰め寄った。A教諭は、B男の言葉と態度に腹を立て、その場でB男の頬を平手打ちにした。

① A教諭は生徒たちに対して、日頃どのような指導や接し方をしていたと考えますか。

② 生徒B男は、日頃どのような態度（行動）をとっていたと考えますか。

③ 学年や学校でどのようなことに取り組んでいれば、A教諭の体罰が防げたと考えますか。

## 事例4 体罰（ワークシート）【解説】

① A教諭は生徒たちに対して、日頃どのような指導や接し方をしていたと考えますか。

◎日頃の教師の指導，生徒への接し方について考えさせ，体罰に至った要因を整理してみましよう。

- ・指導すべき内容を日頃からきちんと指導していない。
- ・同じ出来事に対しても，指導したり指導しなかったりと，教師によって対応がまちまちである。
- ・指導の仕方に一貫性がない。
- ・生徒によって接する態度を変える。
- ・威圧的な態度で指導することが多かった。
- ・生徒指導担当ということもあり，問題を一人で解決しようとする事が多かった。

② 生徒B男は，日頃どのような気持ちで学校生活を送っていたと考えますか。

◎Bの心理状態やBを含めた学年の生徒たちが，教師をどのように見ているかについて考えてみましょう。

- ・俺たちばかり叱られておもしろくない。学校はつまらない。
- ・携帯をもってきても，見つからなければ構わない。
- ・先生は不公平だ。ずるい。情けない。
- ・先生の言うことなんて聞かなくていい。
- ・3年生になったら俺たちも好きなことをやってやる。

③ 学年や学校でどのようなことに取り組んでいけば，A教諭の体罰が防げたと考えますか。

◎組織として生徒指導体制が整っていることが重要です。

- ・生徒の様子について，学年（学校）で情報を共有する。日常的に情報交換したり相談したりできる職場の雰囲気作りに努める。
- ・すべての教師が，同じ方針で指導に臨む。
- ・生徒指導主事を中心に，指導体制を機能させる。
- ・学校として問題行動等の未然防止策，対応策等を設定し，共通理解を図っておく。
- ・学年会，生徒指導担当者会，全校での生徒指導会議などを定期的に設定し，情報交換や対応策等についても検討できるような校内体制を整える。
- ・生徒指導にかかわる研修会を開き，全教師が生徒指導力を高められるようにする。
- ・生徒指導記録簿に指導の記録を残していく。生徒のよさやプラスの変容等についても記録しておく。

## 事例 5 公金等の不正処理

(ワークシート)

次に挙げた事例をもとに、自分の考えをまとめてみましょう。

【事例】

中学校に勤務するA教頭は、当該校のPTA事務局の会計を担当していた。

会計処理に必要な帳簿と通帳及び印鑑は、A教頭が管理している。6月に自宅の家電製品を買い換え、その支払に充てるため7月から8月にかけて3回にわたり、PTA会計から私的に流用したが、12月には全額会計へ戻し入れていた。

年度末の3月に会計監査を行い、PTA役員が出納簿収入・支出伺い、通帳を照合したところ、帳簿と一致しない通帳の出入金の記録が見つかった。校長がA教頭に事情を聞くと、私的流用について素直に認め、約8ヶ月が経過した時点で不適切な会計処理が発覚した。

① A教頭の職務に対する認識に、どのような問題点があったと考えられますか。

② 校内の管理体制について、どのような問題点があったと考えられますか。

③ 公金等の不正処理の防止のため、会計を担当する者の心構え、校内の管理体制をどのようにすればよいと考えますか。



## 事例5 公金等の不正処理（ワークシート）【解説】

① A教頭の職務に対する認識に、どのような問題点があったと考えられますか。

◎会計を担当する者として、どのような意識が必要なのかを考えましょう。

- ・学校徴収金が公金等であるという認識に甘さがあった。
- ・個人の金と公金等の区別について意識が低かった。
- ・一時的に流用しても、戻し入れをすればよいという感覚があった。
- ・公務員としてサービスの規範意識が低かった。

② 校内の管理体制について、どのような問題点があったと考えられますか。

◎通帳・印鑑の管理、帳簿の点検、会計監査の在り方について検討しましょう。

- ・通帳と印鑑を同一人が管理しているため、自由に出入金できる状況にあった。
- ・会計監査は年1回のみで、定期的に検査する体制が整っていなかった。
- ・会計監査はPTA役員による監査のみで、校内での会計検査体制が整備されていなかった。
- ・周囲の職員は教頭だから大丈夫という意識が強く、任せきりの状況にあった。

③ 公金等の不正処理の防止のため、会計を担当する者の心構え、校内の管理体制をどのようにすればよいと考えますか。

◎公金等の管理については、分掌の責任者の心構えはもちろんですが、全職員による管理体制の確立が大切です。

- ・学校徴収金が公金等であるという意識を高くもち、会計事務処理要領等に基づいた会計処理を常に心掛ける。
- ・公務員としてサービスの根本基準を常に意識し職務遂行にあたる。
- ・学校の教職員が取り扱う団体、学校徴収金等の会計を漏れなく把握する。
- ・会計の印鑑、預金通帳の保管・管理を分散する体制を徹底する。
- ・「収入伺」及び「支出伺」の決裁は複数の者（校長を含む）が行う体制を整備する。
- ・支出決裁後、領収書等により支払い完了（処理の完結）の確認を行う。
- ・定期的に諸帳簿等の点検を行う。
- ・長年にわたり同じ会計を担当させないようにする。
- ・会計担当者が代わった場合は引継書を作成し、校長に報告する。

## 事例6 情報セキュリティ (ワークシート)

次に挙げた事例をもとに、自分の考えをまとめてみましょう。

【事例】

A教諭の自宅は、無線LANが組んであり、家族が別々の部屋でそれぞれのパソコンを使ってインターネットを楽しんでいる。A教諭は、主に居間のパソコンで仕事をすることが多く、他の家族は居間のパソコンを使うことはほとんどない。それぞれのパソコンは購入した時期が異なるため、ウイルスソフトも別々にインストールしていた。

ある日、A教諭が学期末の成績処理をするため、上司から許可を得て持ち出したUSBメモリーをパソコンに装着すると、今までにない点滅を始めた。

異様に感じたA教諭が妻に確認すると、過日娘が普段A教諭が使っているパソコンを立ち上げ、音楽のダウンロードをしていたとのこと。A教諭の娘は、普段、自分の部屋のパソコンで、携帯用音楽再生機に音楽をダウンロードして楽しんでいる。不安に思ったA教諭が確認すると、娘はウィニー<sup>(\*注)</sup>を使用しており、しかもウイルスソフトの更新期間も過ぎていることが分かった。

(\*注) ウィニーはファイル交換ソフトの一種。ウイルスに感染すると、それを介してパソコンの中の情報が外に漏れてしまう。

①[当事者の心情] 事案の発生時、どんな気持ちになったでしょうか。また、事案の後、どんな気持ちになっているでしょうか。

② 事案に至るまでには、何が問題だったのでしょか。

③ 事案に至る前に、どのような対応が必要だったでしょうか。

④ あなたの学校では、どのような防止策をとっていますか。(または)どのような防止策が考えられますか。

## 事例6 情報セキュリティー（ワークシート）【解説】

①[当事者の心情] 事案の発生時、どんな気持ちになったのでしょうか。また、事案の後、どんな気持ちになっているのでしょうか。

- ◎ファイル共有ソフトの危険性について、改めて意識したときの気持ちについて考えましょう
- ・娘が自宅の自分のパソコンを使っていたなんて。しかもウィニーを使っていたなんて
  - ・ウイルスソフトのアップデート期限が過ぎていたなんて。
  - ・成績のデータが流出していないか不安だ。

② 事案に至るまでには、何が問題だったのでしょうか。

- ◎日常における情報セキュリティーの危機意識について、もう一度考えましょう。
- ・セキュリティー保護のためのウイルスソフトについての管理を怠っていたこと。
  - ・娘がA教諭のパソコンを使用することを予測していなかったこと。
  - ・娘がファイル交換ソフトを使用していることを把握していなかったこと。またファイル交換ソフトの危険性を娘に認識させていなかったこと。
  - ・ウイルスの感染媒体は、記憶領域がある機器ならどんな物（FD・CD・DVD・USBメモリースティック・iPod等）にも感染するという意識が低かったこと。
  - ・管理職は、自宅でのパソコンのセキュリティーが十分であるかの確認を怠ったこと。
  - ・ウィニーの入っているパソコンに接続した携帯用音楽再生機には、ウイルスが感染している可能性があり、A教諭が使っているパソコンにウィニーがインストールされていなくても、娘のパソコン→携帯用音楽再生機→A教諭のパソコンという順序で、ウイルスが感染する可能性が大きいことを意識していなかったこと。

③ 事案に至る前に、どのような対応が必要だったのでしょうか。

- ◎当事者の個人的な問題としてではなく、情報セキュリティーに関する校内体制を整備する必要性についても考えてみましょう。
- ・情報の持ち出しを許可する場合の、管理職の判断と確認事項の明確化を図る。
  - ・情報の持ち出しに関する校内規定の策定し、共通理解を図る。
  - ・ウイルスソフトのライセンス期限を確認する意識を高める。
  - ・ファイル共有ソフトを使用しないことを徹底する。
  - ・デバイスロックソフトの導入をする。
  - ・パソコンを常に最新の状況にする。（アップデートを怠らない）

④ あなたの学校では、どのような防止策をとっていますか。（または）どのような防止策が考えられますか。

- ◎公務員としての情報セキュリティー管理として、学校にいる時に留意することはもちろん、職務上知り得た情報については、24時間の管理が必要であることも認識しましょう。
- ・教育計画に「情報セキュリティー規定」を載せ、全職員が共通理解をする。
  - ・職務上使用するUSBメモリーは、公的に準備する。
  - ・USBメモリーは暗号化する。
  - ・アップデートによるパソコンの最新化を図る。
  - ・「悪意のあるソフトウェアの削除ツール」によるパソコンのチェックを励行する。
- ※一度ネット上に流出した情報は、事実上削除できないことを確認しましょう。

## 事例7 個人情報の漏洩 (ワークシート)

次に挙げた事例をもとに、自分の考えをまとめてみましょう。

【事例】

小学校6年生担任のA教諭のクラスには、5年生の時から不登校状態にある男子児童B男が在籍していた。

ある日、いつものようにB男の家に立ち寄ったが、その際、車が見える場所で少しだけだからと思い、助手席にバックを置いて車のエンジンをかけたままB男の母親と話した後、急いで車に戻った。帰宅して、バックがいつもより軽いことに気付き、中を開けて確かめたところ、免許証と財布、学級名簿が抜き取られたことがわかった。

学級名簿には、児童の氏名、保護者名、住所、自宅電話番号と携帯番号が記載されていた。

①[当事者の心情] 事案に至るまで、または、発生時、どんな気持ちだったのでしょうか。また、事案の後、どんな気持ちになっているのでしょうか。

② 事案に至るまでには、何が問題だったのでしょうか。

③ 事案に至る前に、どのようにすればよかったのでしょうか。

④ このあと、本人はどのような対応をしなければならないのでしょうか。

⑤ 学校としては、どのような対応が必要となるのでしょうか。

## 事例7 個人情報の漏洩（ワークシート）【解説】

①[当事者の心情] 事案に至るまで、または、発生時、どんな気持ちだったのでしょうか。また、事案の後、どんな気持ちになっているのでしょうか。

- ◎当事者の立場で、事案に至るまでの行動、発生時の気持ちを考えてみましょう。
- ・少しの間なので、エンジンと鍵はこのままでいいだろう。
- ・いつ盗まれたんだろう。全く気付かなかった。
- ・鍵をかけておけば良かった。
- ・バックはここまで持ってきて、鍵をかけるべきだった。

② 事案に至るまでには、何が問題だったのでしょうか。

- ◎日常における管理・点検について考えましょう。
- ・車から離れる際に、エンジンを切り鍵をかける習慣がついていなかったこと。
- ・バックを車の助手席に置いたままその場を離れたこと。
- ・盗まれやすいバックの中に入れていたこと。
- ・個人情報にかかわるものに対する管理意識の薄さ。

③ 事案に至る前に、どのようにすればよかったですのでしょうか。

- ◎問題を直視し、自分自身の対応を深く考えましょう。
- ・貴重品は、常に離さずに持ち歩くようにする。
- ・少しの間であっても車の鍵はかける。
- ・自分の貴重品はもちろんのこと、特に児童生徒の個人情報の管理には細心の注意を払う。

④ このあと、本人はどのような対応をしなければならないのでしょうか。

- ◎本人自身の対応について十分に検討しましょう。
- ・警察に通報、現場検証に立会い、速やかに管理職へ状況報告をする。
- ・盗難状況について校長に報告し、今後の対応について指導・助言を得る。
- ・全校集会や保護者会を開き、児童・保護者への謝罪と説明をする。また、名簿を利用したと思われる不審な電話や不審者への注意を依頼する。
- ・場合によっては、損害賠償問題となる。

⑤ 学校としては、どのような対応が必要となるのでしょうか。

- ◎学校組織としての具体的な対応を考えてみましょう。
- ・事故の第一報を市町教育委員会に入れ、全容が確認でき次第、時系列で詳細を報告し指示を仰ぐ。
- ・盗難の状況を本人から聞き取り全職員に説明して、共通理解を図り再発防止の点検をする。
- ・マスコミと各方面からの電話等の対応は、窓口を教頭等に限定する。
- ・PTA会長に事故の状況を説明し謝罪するとともに、関連する情報の提供を依頼する。
- ・PTA役員会と該当学級の保護者会を開催し、謝罪と経過報告及び再発防止策等を説き、今後予想される被害を想定しながら注意を呼び掛け、気付いたことはすぐ学校に連絡するよう依頼する。
- ・校長会の場で、同市町内の学校に謝罪と、経緯・防止策について説明する。
- ・損害賠償問題が発生した場合は、その対応について市町教育委員会に相談する。
- ・再発防止に向けて、不祥事防止対策のための研修を実施して職員の意識を高めていく。

## 事例 8 不適切な指導 (ワークシート)

次に挙げた事例をもとに、自分の考えをまとめてみましょう。

### 【事例】

4時間目の授業中、6年学級担任A教諭は、斜め後ろの児童と私語を続ける男子児童B男を注意した。しかし、B男は無視して話し続けた。1時間目の授業時間にもB男の私語を注意していたA教諭は、B男の座席まで行き強い口調で注意したところ、B男は教師の顔を見ながらさらに大声で私語を続けた。

その日以降、B男は授業の度に担任の注意を無視し、さらに他の複数の児童に向かって授業に関係のない話をし続けるようになった。話しかけられた学級の児童の中には困った表情を浮かべ、授業に集中しきれていない様子の者も見られた。

一ヶ月が経過したが、B男に対する担任A教諭の指導は毎日のように繰り返された。さらに、大声で怒鳴りつけるなど指導は次第に厳しいものとなり、授業がほとんど進まないこともしばしばあった。B男本人の行動も徐々に粗暴になり、担任の言うことをほとんどきかない状態が続いたため、困った担任A教諭は、B男がかぜで欠席した折に学級会を開き、B男の問題を学級全体の問題として掲げ、学級全員で解決策を見い出していくよう話し合わせた。

しかし数日後、B男の母親から担任の指導について、「うちの子どもに対する差別ではないか。周りの子どもがうちの子に注意ばかりして急に態度が冷たくなった。仲の良かった友達も離れ、子どもは『学級での居場所を失った。もう学校へは行きたくない。』と言って泣いている。A教諭の指導に問題があるため、担任を替えてほしい。」との苦情が寄せられた。

① 担任であるA教諭の指導は、どのような点に問題があったのでしょうか。

② 不適切な指導の要因として、どんなことが考えられますか。

③ 不適切な指導は，児童B男にどのような影響を与えたと思われますか。

④ あなたが担任である場合，このような状況にならないようにするためにどのような対応をとりますか。

⑤ 不適切な指導を防ぐために必要だと思われることを挙げてみましょう。

⑥ 「不適切な指導」防止の意味を改めて見つめ直すとともに，これまでの自分の指導を振り返って考えたことをまとめてみましょう。



## 事例 8 不適切な指導（ワークシート）【解説】

① 担任A教諭の指導は、どのような点に問題があったのでしょうか。

- ◎指導の方法や教師の言動等が、児童や周囲に与える影響について考えてみましょう。
- ・児童との対話の機会をもととせず、厳しい指導を毎日繰り返したことに加え、B男一人への対応にかかりきりになって授業が進まなかったこともしばしばあったことなど、他の児童や学級全体へ及ぼす影響にまで配慮しなかった点。
  - ・担任の意図に反し、他の児童の接し方はB男にとって共感的なものであるどころか、担任と同様の接し方にしか感じられず、結果的に学級内での疎外感や孤独感を募らせることになった点。
  - ・児童の状況及び指導について、家庭や他の教員に報告、相談するなどの連携をとらなかったため、保護者との共通理解に至らず、児童への対応に偏りを生じさせた点。

② 不適切な指導の要因として、どんなことが考えられますか。

- ◎保護者との連携や日常の指導方法、職員相互の連携体制について考えましょう。
- ・学級の問題を解決しようとする担任としての責任感は認められるが、日常的に保護者への連絡をとるなど、児童理解を心掛けながら共感的な指導に努めようとする姿勢に欠けていること。
  - ・児童や指導の状況について他の教員に援助や助言を求めるなど、連携の姿勢がないこと

③ 不適切な指導は、児童B男にどのような影響を与えたと思われますか。

- ◎児童に対して教師が一方的な指導を行うのと、まず児童がどう受け止めるかを考えてから指導を行うのでは、指導の効果に違いが出てきます。
- ・頭ごなしに怒られるので、改善しようと思っても素直に伝えたくない気持ちになった。
  - ・自分ばかり怒られるので先生は自分のことが嫌いなのではないかと感じ、卑屈になった
  - ・学級全員が、自分を問題児として否定的に扱うので、もう居場所がなくなってしまったと思い、孤立感を味わうようになってしまった。

④ あなたが担任である場合、このような状況にならないようにするためにどのような対応をとりますか。

- ◎「教職員としての認識（責任等）」「児童B男への指導」「保護者や他の児童への対応」等、様々な視点に立ち、適切な指導の在り方について考えを深めましょう。
- ・常日頃から家庭との連絡を密にとるとともに、学校での集団生活の約束事や学級経営に臨む担任としての思いを伝えて子どもの成長の姿を支援するための視点を共有するなど、保護者との共通理解を図りながら、確かな信頼関係を築いた上で指導に当たるよう心掛ける。



- ・問題の有無に限らず，児童一人一人の思いに日常的に触れる機会を設けるなど，対話の姿勢をもって積極的な生徒指導に努め，多様な個性に向き合えるきめ細やかな指導ができるよう配慮する。
- ・学級，学年の枠を越えた学校全体による指導体制を確立することによって，全職員で指導に当たることのできる環境づくりに努める。また，児童や家庭等に関する情報交換や指導上の配慮及び留意すべき点の共有，並びに児童の居場所の確保等，子どもの実態に応じた指導と援助を学校ぐるみで行っていく。
- ・学校内における校務上の役割や自己の掲げる目標を自覚し，努力し続けていけるよう，常に具体的な項目として整理し，掲げておく。特に，学級経営や教科指導における自分自身の意欲や技能の問題等によって，児童の実態と自分の理想にギャップが生じ，結果的に不適切な指導に結び付いてしまうようなことがないように，自己の言動について日常から細心の注意を払う。

⑤ 不適切な指導を防ぐために必要だと思われることを挙げてみましょう。

◎問題発生時のみに限らず，日常的・継続的に指導すべきことや留意すべきことなどについて，全職員で共通理解を図りましょう。

- ・家庭訪問，電話連絡，指導記録の蓄積等，的確な実態把握を基にした日常的な保護者との連携
- ・個や集団それぞれに応じた指導の在り方や，指導に対する児童の反応等を予測した危機管理体制の確立
- ・教育相談等の積極的な生徒指導や，学級経営の工夫等による教師と児童との共感的な人間関係づくり
- ・教科指導力等，教員としての資質及び能力等の向上
- ・生徒指導（教育相談，カウンセリング研修等）の技術向上を図る研修の充実
- ・適材適所による組織編制や職員評価等，教員の自己有用感，使命感を高める工夫
- ・教員自身の悩みの解消や問題解決のための相談，助言等，人間関係及び環境づくり

⑥ 「不適切な指導」防止の意味を改めて見つめ直すとともに，これまでの自分の指導を振り返って考えたことをまとめてみましょう。

◎本事例を通して現在の自分自身を謙虚に見つめ直し，目指すべき教師の姿について思い描いてみましょう。

- ・教師としての情熱や子どもへの思いを見失わないようにしながら，学校教職員の一員であるという自覚のもと，教職員間の連携（報告・連絡・相談・協議等）を図り，児童や家庭の実態に応じた適切な指導ができるよう努めたい。
- ・児童の問題行動や保護者からの苦情等は，学校や教員自身の問題に対するシグナルであると捉え，一層の児童理解に努めるとともに，保護者の信頼も取り戻せるよう子どもを伸ばし励ます視点をもって，適切な指導とはどうあるべきかを常に心しておきたい。

## 事例 9 施設・設備の安全管理

(ワークシート)

次に挙げた事例をもとに、自分の考えをまとめてみましょう。

【事例】

中学校体育主任のA教諭は、夏休み前、プール水質検査を行った学校薬剤師から「猛暑でプールの水温が上がり、藻が発生する恐れがある」との指摘を受け、水温を下げようとプールの横にある給水バルブを開いた。

A教諭は、これまでも少量の水を入れ替えることはあったが、バルブを開いた際、近くにある水道メーターをチェックしなかったため、毎分約130ℓという大量の水が出ていることに気が付かなかった。夏休みが終わるまでの約1か月間、水を出しっぱなしの状態が続き、1日当たり約200㎡、合計約6600㎡、総額約510万円分の水道代が無駄になった。

また、同校事務職員Bは毎日、学校全体の水道使用量を確認することになっていたが急激に増えていることに気が付かなかった。市教委は関係者の処分のほか、水道料金を返還させることも検討している。

- ①[当事者の心情] 事案に至るまで、または、発生時、どんな気持ちだったのでしょうか。また、事案の後、どんな気持ちになっているのでしょうか。

- ② 事案に至るまでには、何が問題だったのでしょうか。

- ③ 事案に至る前に、どのようにすればよかったのでしょうか。

- ④ あなたの勤務校では、どのような防止策をとっていますか。  
(または) どのような防止策が考えられますか。

## 事例 9 施設・設備の安全管理（ワークシート）【解説】

①[当事者の心情] 事案に至るまで、または、発生時、どんな気持ちだったのでしょうか。また、事案の後、どんな気持ちになっているのでしょうか。

- ◎当事者の立場で、事案に至るまでの行動、発生時の気持を考えてみましょう。
- ・ A教諭：まさか、給水バルブの閉め忘れが 510 万円の請求になったなんて。
- ・ A教諭：バルブ開栓時に水道メーターをチェックしておけば、気付いたはずだった。
- ・ A教諭：困ったことになった。到底支払える金額ではない。家族にも迷惑や心配をかけてしまう。
- ・ 事務職員 B：水道使用量の異常値に早く気付かなかった私がいけないんだわ。

② 事案に至るまでには、何が問題だったのでしょうか。

- ◎日常における管理・点検の怠慢、管理職への報告体制の欠陥はなかったでしょうか。
- ・ A教諭が、水道メーターのチェックを怠っていたこと。
- ・ A教諭が、プール水入替計画を同僚及び管理職へ報告・連絡をしていなかったこと。
- ・ 事務職員 B が、水道使用量の記録後、数値の異常に気が付かなかったこと。
- ・ 事務職員 B が、水道使用量の記録簿を定期的に管理職に提出していなかったこと。
- ・ 夏休み中のプール当番教師が、プール使用後に全給水停止と大元栓の閉栓をしていなかったこと。
- ・ 管理職が、プール日誌、水道使用量の記録簿について点検と確認を怠っていたこと。

③ 事案に至る前に、どのようにすればよかったのでしょうか。

- ◎当事者の過失の問題としてだけではなく、学校の施設・設備の管理責任は、校長および全職員にあることに着目して考えましょう。
- ・ 給水バルブ開栓時に、水道メーターをチェックする習慣をもつ。
- ・ プール水入替の具体的計画について、同僚および管理職への報告・連絡をする。
- ・ 水道使用量の記録後、数値に異常がないか確かめる。
- ・ 水道使用量の記録簿を定期的に管理職に提出する。
- ・ プール当番教師は、プール使用後に全給水停止と大元栓の閉栓をする。
- ・ プール当番教師は、給排水や浄化状況等をプール日誌に記入し、管理職に提出する。
- ・ 管理職は、プール日誌、水道使用量の記録簿について点検と確認を確実に行う。

④ あなたの勤務校では、どのような防止策をとっていますか。  
(または) どのような防止策が考えられますか。

- ◎施設・設備の管理については、分掌の責任者はもちろんであるが全職員による管理体制の確立が大切であることを認識しましょう。
  - ・ 教育計画に「プール管理規程」を載せて全職員で利用の仕方を共通理解する。
  - ・ プール開きの前に、校内でプール管理の研修会を開く。
  - ・ 水道使用量記録簿、プール管理日誌などを管理職に提出し確認印をもらう。
- ※多くの教員に、業務における金銭・経済感覚に疎い傾向が見受けられます。「故意又は重大な過失により、県（市町村）の財産を損壊した教職員は、減給又は戒告の懲戒処分を受ける」ことがあります。

### 3 資料編

#### (1) ワークシート様式

次の事例をもとに、自分の考えをまとめてみましょう。

【事例】

類似事例や新聞記事等を貼付するなどして、使ってください。

①[当事者の心情] 事案に至るまで、または、発生時、どんな気持ちだったのでしょうか。また、事案の後、どんな気持ちになっているのでしょうか。

② 何が問題ですか。(何が問題だったのでしょうか。)

③ 今後、あなたは同僚としてどのようにしたらよいのでしょうか。  
(または) 事案に至る前に、どのようにすればよかったですか。

④ あなたの勤務校では、どのような防止策をとっていますか。  
(または) どのような防止策が考えられますか。

## (2) 類似事例

### 【飲酒運転①】

A教諭は、近所の行きつけの飲食店に自家用車で出かけた。そこで夕食を取りながら日本酒を2合、ビールをジョッキ1杯飲んだ。その後、車を運転して帰宅する途中、赤信号で停車していた乗用車に追突し、2人にけがを負わせた。

酒を飲んで運転していたことが明白だったため、道路交通法違反（酒気帯び運転）及び自動車運転過失傷害の現行犯で逮捕された。

A教諭は、4年前に酒気帯び運転で停職処分を受けていた。

### 【飲酒運転②】

A教諭は、午後9時頃まで知人と飲酒後、帰宅するために運転代行車を探したが見つからず、駐車場に停めていた自家用車で仮眠をとった。午前0時30分頃、自家用車を運転し、自宅に向かったところ、パトロールカーに停車を命じられ、その場で飲酒運転による摘発を受けた。

A教諭は1ヶ月以上の間、飲酒運転の事実を上司に報告しないでいたが、匿名による告発の手紙が市教育委員会に届いたことから、市教育委員会から事情聴取を受け、A教諭はその事実を認めた。

A教諭は懲戒免職処分となり、当該校の校長も監督責任を問われ、戒告処分を受けた。

### 【わいせつ行為①】

中学校に勤務する42歳の男性教諭Aは、学年主任として生徒や保護者から信頼され、勤務状況もよい模範的な存在であった。しかし、妻との不仲が原因で一家団欒の機会もなく、家庭生活への不満や悩みから、うつうつとした日々を過ごしていた。

そんなA教諭は、いつのまにか出会い系サイトに足を踏み入れるようになり、休日や職場の懇親会の後などに携帯電話のサイトで出会った高校1年生のB子（16歳）を呼び出し、交遊を繰り返すこととなった。

A教諭は、B子に現金3万円を渡し、18歳未満であることを知りながらホテルでみだらな行為を行い、その後も数回にわたって買春行為を続けた。

ある深夜、このB子は市内の繁華街で警察による一斉摘発が実施された際、ホテルで補導された。このことにより、A教諭との援助交際は表面化し、A教諭は児童買春・児童ポルノ禁止法違反の容疑で逮捕された。

## 【わいせつ行為②】

8月の中旬、小学校に勤務するA教諭（52歳）は、JR駅構内のエスカレーターで、前に立っていた女子高生（16歳）のスカート内をカメラ付き携帯電話で撮影した。それを発見した警官が任意で取り調べたところ、A教諭は容疑を認めたため逮捕された。

調べでは、A教諭は2年前から公園や量販店のトイレ等でも盗撮をしていたことを供述。写真の一部をインターネットのサイトに投稿したことも認めた。また、押収したパソコンには複数の盗撮写真が残されていたためさらに追及したところ、勤務していた小学校にも夜間、盗撮目的で侵入し、カメラを設置したという事実も判明したことから、不法侵入の疑いで再逮捕された。

## 【セクシャル・ハラスメント①】

中学校で陸上部の顧問をしているA教諭は、フォームのチェックと称して練習終了後、B子を誰もいない体育館に呼び出し、運動着の上から、肩、背中、腰、胸の脇、太股を触ったりつかんだりした。また、廊下でB子とすれ違った際も、普段からの姿勢が大切だと言って、制服の上から腰や肩に触る行為を幾度となく繰り返していた。たびたびのA教諭の行為にB子は悩み、担任のC教諭に相談した。

## 【セクシャル・ハラスメント②】

職場の忘年会に参加していた新任のA教諭は、学年主任のB教諭から二次会のスナックでチークダンスを強要された揚げ句、「みなさーん、A先生は案外胸がありましたよー。」と大きな声で叫ばれた。酔っていた同僚たちからもどっと笑い声が起きた。いたたまれなくなったA教諭は、すぐにその場を去り家に帰ったが、B教諭に対する嫌悪感でその日は朝まで眠れなかった。同学年でもあるので、一日中、言葉を交わさないわけにもいかず、毎日不快な思いで過ごしている。

## 【体罰①】

体育祭担当のA教諭は、体育祭終了後の実行委員会で、各学級で実施したアンケートの集計をするよう実行委員に指示した。そのとき実行委員長だった生徒B子が、「前回、先生はアンケートは集計しなくてもいいと言いました。それに、実行委員会も今日は開かないと言ったはずですよ。言ったことにはもう少し責任をもってほしいです。」と発言し、他の委員も「そうだ。」と同調する声を発した。自分が馬鹿にされたと感じたA教諭は、「うるさい、俺が言うとおりにすればいいんだ！」と声を荒げた。B子は「委員長としての責任もあるので言ったのです。」と発言した。興奮したA教諭が「黙れ！」と言って、持っていたボールペンを投げつけたところ、B子の隣に座っていた生徒C子の目に当たり、C子は病院に運ばれることになった。

## 【体罰②】

中学校のA教諭は、授業中、机の下に漫画を隠して読んでいる生徒B男を見つけ、「授業中に漫画を見るのはだめです。」と注意した。B男は「漫画も、社会勉強の一つだ。」と言いながら、漫画を読み続けた。授業が終了してから、A教諭はB男に職員室に来るように話し、職員室に戻った。B男が嫌々ながらも職員室にやってきたので、A教諭は静かに諭そうと言葉を選んで話したが、B男には素直に反省する様子が見られなかった。そのとき、B男の態度に立腹したB男の担任のC教諭が、「A先生に対してその態度はなんだ！」と大声で叫び、B男を職員室から引きずり出し、廊下で顔面を数回平手打ちにした。

## 【公金等の不正処理①】

小学校に勤務するA事務職員は、平成21年度の修学旅行に引率した職員に係る施設拝観料等について、公費支払いの手続きを怠り、自分が担当している修学旅行会計（保護者から徴収した積立金）から無断で職員の拝観料等 57,750 円を支払った。教頭が、決算報告書に職員の拝観料等が計上されていることを見つけ、A事務職員に確認したところ、修学旅行会計からの流用を認めたため、不適切な会計処理が発覚した。

また、平成21年度後期分の就学援助費について、5世帯分 112,765 円の支給手続きを怠り、現金を金庫に放置したまま平成22年4月に異動した。後任者が金庫にある現金を見つけ、A事務職員に確認したところ未支給のまま5ヶ月にわたり放置していたことが判明した。

## 【公金等の不正処理②】

高等学校に勤務するA教諭は、サッカー部の顧問を務めるとともに、生徒の保護者から徴収している学校徴収金のうち生徒会会計を担当していた。

A教諭は、新しいサッカーボール20個（8万円）をスポーツ店に注文する際に、一時的に全額を立て替え、後で生徒会会計から支出することにした。

野球部ほか各部活動顧問から、購入した用具類の請求書がA教諭のもとへ上がってきたので、生徒会会計口座から 480,485 円を払い出した後、立て替え分の8万円を自分が受領したが、残りの現金を各部顧問に渡さず、サッカー部の用具類の購入及び私的な流用に充てた。

野球部顧問が請求書をA教諭に渡してから3週間ほど経過したため、早急に業者へ代金を支払いたいとA教諭に話したところ、ただ今手続き中であるとの説明を受けた。さらに10日が過ぎてもA教諭から現金の引き渡しがなかったことから、教頭に相談すると、だいぶ前に支出の決裁が終わっているとのことであった。教頭が不審に思いA教諭に処理状況を確認したところ、不適切な会計処理が発覚した。

## 【情報セキュリティー①】

A小学校では、校内LANが組んであり、職員用と児童用のパソコンのデータはすべて校内のサーバー機に保存するように規定している。職員がパソコンで作業をする場合、一時的なデータの保存は、その時使用しているパソコンのドキュメントに保存することは許可しているが、終了時にはサーバーに保管することになっていた。

A小学校のパソコンはリース更新時期を迎えたので、教頭は情報担当のB教諭に対応を任せた。B教諭は、サーバーのデータを削除し、ゴミ箱を空にするとともに、他の職員に各自のパソコン内のデータ消去をお願いした。また、B教諭は児童用パソコンのデータも削除し、ゴミ箱を空にした後、業者に返却する準備が整ったと教頭に報告した。

## 【情報セキュリティー②】

A中学校では、パソコン教室のパソコンに新しい教材ソフトを導入するよう検討を重ね、購入するソフトも決定し納品された。パソコン教室にあるパソコンは、セキュリティー確保のため新しいソフトをインストールする際には、不正インストール防止のための設定を解除しなければならなかった。担当のB教諭は、パソコン教室にある40台のパソコンに一人で新しいソフトを導入するのに3日間の予定を立て、不正インストール防止の設定を解除した。その3日間は、パソコン教室は通常どおりに使用されていた。

新しいソフトのインストール作業の終了後、各パソコンの設定は復元されたが、生徒の一人が今までになかったアイコンが生徒用パソコンの画面上にあることに気付いた。生徒達から情報を収集すると、生徒CがインターネットからiTunes<sup>(\*注1)</sup>をダウンロードし、自分のiPod<sup>(\*注2)</sup>を接続していたことが後日判明した。

\*注1：iTunes（アイチューズ）は、アップル社が開発したメディアプレーヤー（動画および音楽の再生・管理ソフト）のこと。

\*注2：iPod（アイポッド）は、アップル社が開発した携帯型デジタル音楽プレーヤーのこと。

## 【個人情報の漏洩①】

小学校のA教諭は、5年生を担当し児童会の担当をしていた。3月に入り、放課後は、「6年生を送る会」や「卒業式」の準備を児童と共に行っていた。6年生が「最高に輝く卒業式」となるように、5年生が中心となり児童会としてかなり力を入れた計画を立てて活動していた。

A教諭は、下校時刻まで児童と一緒に過ごし、その後学年末の事務処理を行っていたが、職場だけでは予定通りに進めることができなかった。そこで、成績処理のために、通信票と成績一覧表、児童一人一人の生活の記録をバックに入れて自宅に持ち帰った。

A教諭は、仕事を始めようと思い、通信票等がないことに気付き、あわてて駐車場に戻ると、窓が割られて通信票等が入ったバックが盗まれていた。



## 【個人情報漏洩②】

1学期も終わりに近づき、中学校第3学年担任のA教諭は、生徒との授業や部活でのかかわりに充実感をもって過ごしていた。教職経験3年目となり、教員としての仕事内容も理解できてきており、授業では、生徒から「先生の授業、分かりやすい。」と言われると授業構成をどうするのかを考えることにも意欲が湧いてきていた。

土曜日・日曜日には、教材研究したものをまとめたり指導案を書いたりするために、管理職の許可を得てUSBメモリーを毎週自宅に持ち帰っていた。

ある土曜日の夕方から友人と食事会に出かけ、夜遅く帰宅すると玄関の鍵がこじ開けられ、住居侵入された形跡があった。室内が荒らされ、USBメモリーが入っていたカバンもなくなっていた。USBメモリーには、個人面談した際の進学希望学校名と生徒指導に関する記録が入っていた。

## 【不適切な指導①】

中学校社会科の教科担任であるA教諭は、授業が始まって間もなく、一週間前のニュースで報じられた歩行者天国無差別殺傷事件について話し出した。「ひどい事件だね。戦国時代でなくても刃物で切り付けられる世の中なんだな。怖い怖い。加害者の男は中学時代、普段あんまり目立たないおとなしい生徒だったようだが、派手なことをしでかしたもんだ。君たちの中からも将来、新聞に載るような悪いことをする者が出るかもしれないな。案外いつもは真面目でおとなしいやつに限ってな。」

その時教室では、A教諭の話に反応し、学級全体が笑い声の混じったどよめきに包まれた。そして、この学級の中で普段おとなしいタイプと言ったら誰？と、皆が周囲を見回し、互いに探り合うような雰囲気となった。その時ある生徒が、「5組の中なら意外とB男みたいなタイプが危ないんじゃないかねえの？」と、周囲に向かって大声で言った。A教諭はその生徒をとがめることもなくB男を見ると、普段は無口で、気持ちを表情に出すことのないB男が複雑な面持ちになり、ニヤッと笑ったようにも見えたため、「おや？B男、今笑ったか？照れる場面じゃないぞ。そう言えばおまえ、笑うと犯人のあの男に顔が似てるな。」と言った。今までざわついていた教室が瞬時、異様な空気に包まれ、静まり返った。

次の日、2学年のある保護者から学校に電話が入った。「昨日のA教諭の発言に対して既に学年の生徒及び保護者のほとんどがその事実を知っており、誰もが疑問と怒りを禁じ得ない。もちろん、B君は大変傷つき、『学校にはもう行けない。』と言っているらしい。両親は今日にも校長に訴え出るそうだ。」と告げた。

## 【不適切な指導②】

A教諭は、担任である3年生の学級で算数の授業をしていた。その日、A教諭は引き算の学習の中で次のような文章問題を出した。

「あるところに三人姉妹がいました。ある日、長女が自殺したため葬式が行われました。その時、参列していたある男子を見た次女と三女は、二人一緒にその男子を好きになってしまいました。さて、次女がこの男子と再び会うためにはどうすればいいですか。」

出題された学級の児童の中には、「先生、これ本当に引き算の勉強と関係あるんですか?」とA教諭に疑問を投げかける者もいたが、児童の一人が、「次女がライバルの三女を殺せばいい。だって三女の葬儀でその男子にまた会えるから。」と答えたところ、A教諭はそれを正解とした。

数日後、その授業のノートを見たある児童の母親から、学校に抗議の電話が入った。

## 【施設・設備の安全管理①】

小学校2年生の体育の授業で、A教諭とB教諭及びC臨時講師が水泳指導に当たっていた。プールは水深0.7mの小プールと1.28mの大プールの2種類があり、柵で仕切られていた。

低学年児童は小プールを使用することになっていたが、この日は児童の希望があったことから、教諭らは大プールで泳ぐことを許可した。3人の教員はプール内やプールサイドで監視を行っていた。プール内が騒がしくなり、教諭らは児童D男がおぼれていることに気付き、引き上げて応急処置などを施したが、D男の意識は戻らないまま死亡してしまった。死亡したD男は身長約120cmだった。

県警は、業務上過失致死容疑で校長・教頭と授業担当の教員3人の計5人を書類送検した。

## 【施設・設備の安全管理②】

6月下旬、A小学校では授業参観の後に学級懇談会が開催されていた。学級懇談会終了後、保護者と一緒に帰宅することを希望した児童は、学校の図書室で待機していた。

図書室には臨時職員Bが配置されていたが、臨時職員の業務終了後はC教頭が図書室の監督をすることになっていた。しかし、C教頭は自分の業務に忙殺されて図書室に行けなくなり、職員不在の状態となった。

その間に、図書館の窓から1年生の女子児童が転落し、大けがを負ってしまった。窓のそばの本棚によじ登った際、誤って転落したとみられる。

県警は、同校の教頭を業務上過失傷害容疑で書類送検する方針を固めた。C教頭が図書室に行けなかったことや代替職員を配置しなかったことが、安全配慮義務違反と判断された。

### (3) 不祥事防止のためのチェックリスト

職名 ( ) 氏名 ( )

※ A：はい， B：どちらともいえない， C：いいえ， 職務上該当しないものは斜線処理

【飲酒運転】		A	B	C
1	たとえ一口でも飲酒したことになることを認識していますか。			
2	飲酒の場所に自家用車では行かないことに徹していますか。			
3	職場での飲酒の会などの際には、職場内で注意し合う雰囲気がありますか。			
4	酒気帯び運転の基準（呼気アルコール濃度0.15mg/以上）や、飲酒運転を知りながら同乗した場合も処罰の対象になることなど、飲酒運転・酒気帯び運転について理解していますか。			
5	翌朝の酒気帯び運転防止のため、深酒を避けるようにしていますか。			
6	「教職員の飲酒運転に係る懲戒基準」を理解していますか。			

【わいせつ・セクシャルハラスメント】		A	B	C
1	親しさを込めた言動でも、相手を不快にすることがあると認識していますか。			
2	不快か否かなどを自分の尺度で考えていませんか。			
3	相手が嫌がっているにもかかわらず、同じ言動を繰り返して行っていないですか。			
4	日頃から児童生徒の人格を尊重しようと努力していますか。			
5	児童生徒を性的な関心の対象として見てはいませんか。			
6	児童生徒を指導する際、管理職等に相談することなく、密室で二人きりになるなど、誤解を招くような事態を極力避けていますか。			
7	児童生徒とメールアドレスの交換をしませんか。また、そのメールのやりとりの内容が私的なことに偏っていませんか。			
8	職場で男女の噂が立つようなことはありませんか。			
9	軽い気持ちで性的な話題を持ち出すことはありませんか。			
10	この程度のことは相手も許容するだろうという思い込みをしませんか。			
11	酒の席で異性をとなりに無理やり座らせたり、デュエットを強要したりすることはありませんか。			
12	刑法では、13歳未満の児童に対しては、たとえ合意があっても強制わいせつ罪になることを知っていますか。			
13	「教職員のセクシャルハラスメントに関する懲戒基準」を理解していますか。			

【体罰】		A	B	C
1	体罰は学校教育法で禁止されている行為であることを認識していますか。			
2	体罰は児童生徒の人格を侵害する行為であることを認識していますか。			
3	児童生徒の言動に思わず感情的になることはありませんか。			
4	児童生徒の思いを聞かずに頭ごなしに叱ることはありませんか。			
5	児童生徒の言動や態度の背景を踏まえて指導に当たっていますか。			
6	児童生徒を指導する際、怒鳴ったり威圧的な態度で接していませんか。			
7	児童生徒を一方向的に自分の方針に従わせようとする傾向がありませんか。			
8	時と場合によっては体罰を行うこともやむを得ないと思っていないですか。			
9	児童生徒や保護者との人間関係ができていれば、体罰も許されると思いませんか。			
10	「〇〇先生はよく殴る」という声を児童生徒から聞いていませんか。			
11	生徒指導を一部の教職員に任せている状況はありませんか。			
12	校内に生徒指導上の課題を職員で共有し、連携して取り組む体制がありますか。			
13	体罰を目撃したら速やかに止めたり管理職に報告したりしていますか。			
14	時には力による指導が必要だという意見には毅然と反論できますか。			

【個人情報漏えい・情報セキュリティー】		A	B	C
1	児童生徒・保護者に関する情報は個人情報であり，法令に基づく守秘義務があることを認識していますか。			
2	飲食店等部外者がいる場所で学校現場や児童や保護者のことを話すことはありませんか。			
3	個人情報を取り扱う際には，個人情報が盗難や紛失により漏えいすることのないよう慎重に行なっていますか。			
4	個人情報をパソコン画面に表示したり，机上に放置したりしたまま席を離れることはありませんか。			
5	コピー機やプリンタに個人情報が記載されている書類を印刷したまま放置していませんか。			
6	個人情報の入った文書等は鍵のかかる場所に保管していますか。			
7	USBメモリスティックなどの媒体を机上に無造作に放置していませんか。			
8	個人情報が入った電子ファイル等(個人媒体)を所属長の許可を得ず自宅に持ち帰っていませんか。			
9	バッグやパソコンなどを車内に置いたまま車を離れることはありませんか。			
10	個人情報が入った電子ファイルを自宅のパソコン内に保存して使用していませんか。			
11	Winny (ウィニー) などの個人情報の漏えいにつながるファイル交換ソフトをパソコンにインストールしていませんか。			
12	個人情報が入った電子ファイルにアクセス制限措置(パスワードの設定など)を行なっていますか。			
13	個人情報が入った文書を発送(郵送, FAX, メール)する際には, あて先を確認して行なっていますか。			
14	成績算出表など, 教員の個人作業用データファイルでも, 個人情報が含まれていれば, パスワードをかけるよう心がけていますか。			

【公金等の不正処理】		A	B	C
1	会計事務処理要項等に基づいて, 会計処理がなされていますか。			
2	学校の教職員が取り扱う団体, 学校徴収金の会計が漏れなく把握されていますか。			
3	校長が各会計等の内容を把握できる体制が整備されていますか。			
4	団体, 学校徴収金等の会計の必要性, 金額の妥当性等について検討がなされていますか。			
5	次年度への繰り越し金額が必要以上に多くなっていませんか。			
6	保護者等に対する予算, 徴収額, 決算・監査等の報告はなされていますか。			
7	団体会計等の学校への委任関係について整備されていますか。			
8	口座管理簿等は整備されていますか。			
9	各会計担当者等は, 会計事務処理要領等に基づいて適切に定められていますか。			
10	現金, 預金(通帳・印鑑等を含む)の管理状況は適切ですか。			
11	帳票簿関係書類の決裁は適切に行われていますか。			
12	各会計担当者等の交代は適切な周期で行われていますか。(長年にわたって同じ会計を担当してはいませんか。)			
13	会計担当者等の事務引き継ぎ等は適切に行われ, 校長に報告されていますか。			
14	関係書類の整備状態, 保存状況等は適切に行われていますか。			

## (4) 関係法令等一覧

### 【飲酒運転事案関連法令等】

道路交通法（酒気帯び運転等の禁止）

第65条, 第117条の2, 第117条の2の2, 第117条の3の2

### 【わいせつ行為, セクシャル・ハラスメント事案関係法令等】

地方公務員法第33条（信用失墜行為の禁止）

刑法第176条（強制わいせつ）

民法第709条（不法行為による損害賠償）

国家賠償法第1条第1項・第2項

（公権力の行使に基づく損害の賠償責任, 求償権）

児童買春, 児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律

第2条（定義）・第4条（児童買春）

宮城県青少年健全育成条例第31条（みだらな性行為等の禁止）, 第41条（罰則）

宮城県青少年健全育成条例第41条（罰則）

「セクシャル・ハラスメントの防止等に関する要綱の制定について」（通知）

（平成19年5月15日 宮城県教育委員会教育長）

### 【体罰事案関係法令等】

学校教育法第11条（児童生徒の懲戒）※体罰の禁止

地方公務員法第29条（懲戒）

地方公務員法第32条（法令等及び上司の職務上の命令 に従う義務）

国家賠償法第1条第1項・第2項（公権力の行使に基づく損害の賠償責任, 求償権）

刑法第204条（傷害）

刑法第208条（暴行）

刑法第220条（逮捕及び監禁）

民法第709条（不法行為による賠償責任）

児童憲章（抄）

児童の権利に関する条約第19条第1項

「問題行動を起こす児童生徒に対する指導について」（通知）

（平成19年2月5日 文部科学省初等中等教育局長）

### 【個人情報漏洩事案関係法令等】

地方公務員法第33条（信用失墜行為の禁止）

地方公務員法第34条（秘密を守る義務）

地方公務員法第29条（懲戒）

地方公務員法第60条（罰則, 要約）

児童の権利に関する条約第16条

個人情報の保護に関する法律第20条（安全管理措置）

### 【その他】

懲戒処分の公表 宮城県教育委員会 平成17年3月1日から施行

## (5) 参考文献

「不祥事防止等学校事故のための校内研修用事例集」千葉県東葛飾教育事務所平成22年3月

「不祥事防止のための校内研修用事例集」島根県教育委員会平成16年8月

